

質問に対する回答

案件名称	令和8年度 国道479号放出共同溝地質リスク検討等業務委託	
番号	質問	回答
1	管理技術者としての実績と主任技術者としての実績を区別されていますが、(例えば管理技術者の過去10年間の規定業務の実績 評価着眼点AとB') テクリスでは判断ができないと思いますが、どのように判断されるお考えでしょうか。	テクリスだけでなく、業務分担表など、提出された実績をもとに判断いたします。
2	地質リスク検討業務の主任技術者の実績は管理技術者としての実績として認められるものでしょうか。	提出された実績などをもとに、管理技術者としての実績と同等と認められる場合、主任技術者の実績も管理技術者としての実績として取り扱います。
3	技術提案説明書の別紙B(2) 技術者評価基準(案)の取り扱いについてお伺いいたします。 弊社の技術者において、規定業務2に該当する地質調査業務の中で、規定業務1の地質リスク検討業務に該当する業務内容もあわせて履行している国土交通省での実績がございます。 ただ、国土交通省の業務では、地質調査業務においては業務を管理・統括する最高責任者として主任技術者を設置することとなっており、管理技術者という呼称での設置がございません(呼称が異なるだけで役割としては同じです)。技術者評価基準(案)の項目では、管理技術者と照査技術者の専門技術力のA評価の欄で「管理技術者として規定業務1の実績を有していること～」とございますが、上記も踏まえ主任技術者が業務を管理・統括する最高責任者として設置されており、かつその立場で地質調査業務内にて 規定業務1の実績を有している場合は管理技術者として規定業務1の実績を有していることと同等とみなしていただけるでしょうか。 以上	番号「2」の回答をご参照ください。

4	規定業務１「地質リスク検討業務」について他発注者（国土交通省等）において、「規定業務１地質リスク検討業務」は地質調査業務として発注されるケースが多く、その場合の業務責任者は「主任技術者」となります。同業務においては、コンサルタント業務と同等の検討を実施しており、本業務で求められる技術的内容と同等の業務実績と考えております。このような地質リスク検討業務における「主任技術者」としての実績は、管理技術者としての実績と同等とお認めいただけますでしょうか。	番号「２」の回答をご参照ください。
---	--	--------------------------